

【被扶養者確認届に必要な添付書類一覧】

◇ 被扶養者確認届内区分「A」の場合（収入に関する証明書類）

収入 現在の	加入状況等	必要書類
無収入	ご自身で健康保険に加入していたが、退職または収入減等により健康保険の資格を喪失し、R5年1月以降に被扶養者になった方	退職日等が確認出来る書類（※1）
	上記に該当しない方	住民税の課税証明書または非課税証明書原本（※2）
収入有	①給与収入のみの場合	令和6年1月から直近までの給与明細の写し
	②年金収入のみの場合	直近の年金支払通知書の写し（※3）
	③給与・年金以外の収入のみの場合	給与・年金以外の収入の証明書（自営業・不動産収入など）（※4）
	上記①②③の収入が複数ある場合	該当するものすべて

- ※1 前年または今年退職や収入減により被扶養者になった方で、現在無職無収入の方は、退職日が記載されている書類（退職証明書・離職票・源泉徴収票など）の写し、または、健康保険被保険者資格喪失証明書の写しを添付してください。自営業であった方は、廃業届出書の写しを添付してください。
- ※2 「住民税の課税証明書、または非課税証明書」は、市区町村によって「所得証明書」など、証明書の名称や様式が異なります。市区町村で、「住民税の証明書」として発行された書類の原本を添付してください。発行場所は、令和6年1月1日時点で住民票があった市区町村です。
- ※3 遺族年金や障害年金などの非課税の年金も、健康保険では収入の対象です。年金受給額確認のため、受給しているすべての年金の、直近の年金支払通知書の写しを添付してください。なお、年金支払通知書の写しは、年金名、年金受給者名および年金額が記載されている箇所をコピーしてください。
- ※4 給与・年金以外の収入がある場合は、内容確認のため次の書類を添付してください。
- 自営業・不動産収入 ⇒ 令和5年分確定申告書および収支内訳書の写し
 - 利子収入、配当収入、その他の収入 ⇒ その収入が証明できる書類

◇ 被扶養者確認届内区分「B」の場合（同居・別居に関する証明書類）※世帯分離は別居とみなします

状況 現在の	加入状況等	必要書類
同居	被保険者本人と住民票が同一の場合	被保険者本人と同一住所と分かる住民票原本（※5） 学生の場合は、在学証明書原本または学生証写しの添付でも可（※6）
別居	被保険者と住民票が同一でない学生	在学証明書原本または学生証写し（※6）
	被保険者と住民票が同一でない学生以外	令和6年7月から9月までの3ヵ月分の送金証明書（※7）

- ※5 住民票は、直近の扶養状況確認のため、令和6年7月1日以降に発行された世帯全体の住民票（続柄記載）原本の添付をお願いします。なお、世帯分離（同一の住所に世帯主が複数）をしている場合は別居とみなします。
- ※6 学生証写しは、被扶養者氏名、学校名、有効期限が記載された箇所をコピーしてください。
- ※7 「令和6年7月から9月までの3ヵ月分の送金証明書」は、【送金人名】が被保険者、【受取人名】が被扶養者（確認対象者）名義で、送金日、送金額が記載された書類を添付してください。
- （例）・銀行、郵便局の振込依頼書・振込票の控え
 - ・送金人、受取人、送金日、送金額の記載がある通帳写し
（送金人、受取人、送金日、送金額以外の部分は黒マジック等で塗りつぶしてください）
 - ・送金人、受取人、送金日、送金額の記載があるネットバンクの書面

◇私製の手渡し証明は、証明書として認められません。

◇別居（世帯分離を含む）の場合は、継続した生計維持関係があることが被扶養者認定の条件になります。

紛失により送金証明書を提出できない月がある場合は、令和5年12月から令和6年6月までの間に行った送金証明書を、紛失月の代わりに添付してください。なお、送金証明書の提出がない場合は、被扶養者資格は抹消になります。

- ★国内に住所を有しない確認対象者につきましては、別紙注意事項「4. 国内に住所を有しない被扶養者について」に記載の添付書類の提出が必要となります。

◇ 被扶養者確認届内区分「C」の場合（収入及び同居・別居に関する証明書類）

↪上記A・Bに該当するすべての書類の添付をお願いいたします。